

第 1 1 次 鹿角市交通安全計画

令和4年3月

鹿角市交通安全対策会議

鹿 角 市

ま え が き

鹿角市交通安全対策会議は、交通安全対策基本法に基づき、市内の交通安全対策の総合的かつ計画的な推進を図るため、市制施行以降、これまで10次にわたり「鹿角市交通安全計画」を作成し、国・県の関係行政機関および関係民間団体等が連携して、交通安全意識の高揚や道路交通環境の整備、道路交通秩序の維持など、各般にわたる対策を進めてきました。

その結果、人身事故件数は、平成11年の176件をピークに令和2年には11件まで減少しました。また、負傷者数についても、第10次の計画期間において目標値を下回るなど、行政や関係機関、民間団体のみならず、市民の長年にわたる努力の成果が表れたものと考えています。

しかしながら、依然として交通事故は発生し、被害に遭われる方がいることから、交通事故根絶の理念のもと更なる交通安全対策の取組が求められます。

第11次鹿角市交通安全計画は、これまでの取組を検証し、交通安全対策基本法および国の第11次交通安全基本計画（令和3年3月31日策定）、第11次秋田県交通安全計画（令和3年8月6日策定）に基づき、令和3年度から令和7年度までの5年間に講ずべき交通安全に関する施策の大綱を定めたものであります。

特に昨今は、交通事故に占める高齢者の割合が大幅に増加していることから、「高齢者の交通事故防止対策」を本計画における最重要課題として位置付け、今後も関係機関・団体との連携をより深め、市民の協力を得ながら、交通事故のない鹿角市を目指して各種対策を一層強力で推進してまいります。

目 次

基本理念	1
計画の期間	1
第1章 交通安全の目標	2
第1節 交通事故の現状と今後の見通し	2
1 交通事故の現状	2
2 道路交通の見通し	3
第2節 今後の方向性と目標	4
1 今後の方向性	4
2 第1次交通安全計画における目標	4
第3節 目標を達成するための最重要課題	5
1 最重要課題	5
2 高齢者の交通事故の状況	5
3 高齢者の交通事故防止対策	5
【高齢者対策のポイント】	6
第2章 交通安全の対策	7
第1節 今後の交通安全対策を考える視点	7
1 市民自らの意識改革	7
2 高齢者および子どもの安全確保	7
3 歩行者および自転車利用者の安全確保と遵法意識の向上	7
4 生活道路における安全確保	8
5 地域が一体となった交通安全対策の推進	8
第2節 実施する施策	9
【施策体系】	9
施策1 市民一人ひとりの交通安全意識の高揚	11
(1) 交通安全に関する普及啓発活動の推進	11
(2) 段階的かつ体系的な交通安全教育の推進	13
(3) 効果的な交通安全教育の推進	15
(4) 交通安全に関する民間団体等の主体的活動の推進	15
(5) 市民の交通安全活動への参加・共働の推進	15
施策2 安全運転の確保	15
(1) 運転者教育等の充実	15
(2) 道路交通に関する情報の充実	16
施策3 道路交通環境の整備	16
(1) 人優先の安全で安心な歩行空間の整備	16
(2) 道路管理や交通安全施設の整備	16
(3) 交通安全に寄与する道路交通環境の整備	17

施策4	自転車利用者の安全性の確保	18
(1)	自転車の安全性の確保	18
(2)	秋田県自転車条例（秋田県自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例）の周知	18
施策5	踏切道における安全対策	18
(1)	安全意識の啓発	18
(2)	踏切道における交通規制の実施	18
(3)	踏切道の改良および統廃合の推進	18
施策6	救助・救急活動の充実（広域行政組合）	18
(1)	救助・救急体制の整備	18
(2)	救急救命士の配置と救助・救急資機材等の整備	19
(3)	心肺蘇生法等の応急手当の普及啓発活動の推進	19
(4)	救助隊員および救急隊員の教育訓練の充実	19
(5)	高速自動車国道における救急業務実施体制の整備	19
(6)	救急関係機関の協力の確保等	19
施策7	被害者支援の充実	19
(1)	交通事故相談活動の充実	19
(2)	自動車事故被害者に対する救済・援助措置の充実	20

基本理念

本格的な人口減少と超高齢化社会の到来を迎えている中、第7次鹿角市総合計画で目指す将来都市像「ふるさとを誇り 未来を拓くまち 鹿角」を実現していくうえで最も基本となるのは、市民が安全で安心して暮らすことができる社会を実現することです。

交通事故により、毎年多くの方が被害に遭われ、被害者や加害者はもちろん、その家族も深い悲しみやつらい体験をされていることから、交通安全対策への取組は重要な課題です。

これまで、10次にわたり鹿角市交通安全計画を策定し、様々な取組を実施してきたところでありますが、依然として交通事故が後を断たないことから、なお一層の交通事故の抑止を図っていく必要があります。

そのため、第11次鹿角市交通安全計画では、次の3つの基本理念に基づき、交通事故の防止に取り組んでいくこととします。

- ① 人命尊重の理念に基づき、究極的には交通事故のない鹿角市を目指します。
- ② 「人優先の交通安全思想」を基本とし、市民の安全を一層確保するため、あらゆる施策を推進します。
- ③ 年齢や障がいの有無等に関わりなく、安全で安心して暮らせる交通社会の構築を目指します。

計画の期間

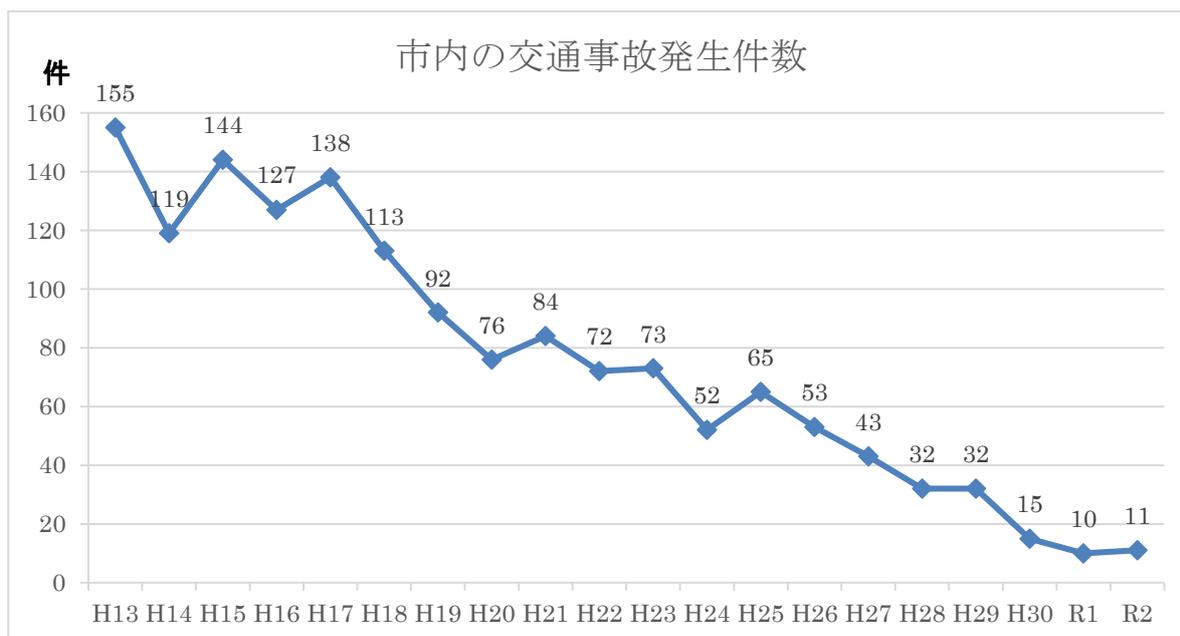
令和3年度から令和7年度までの5年間とします。

第1章 交通安全の目標

第1節 交通事故の現状と今後の見通し

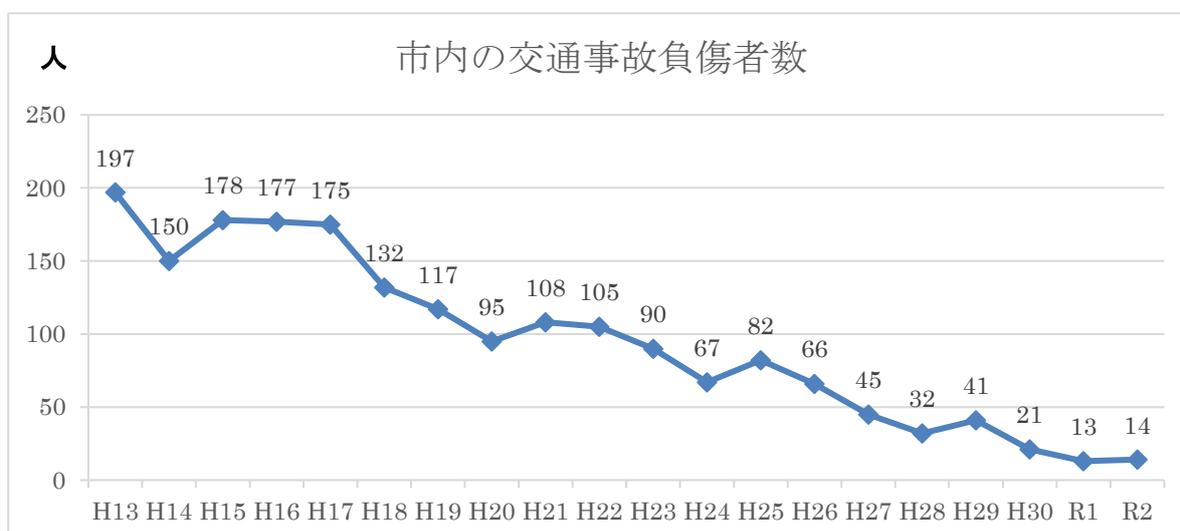
1 交通事故の現状

交通事故発生件数は、過去20年間を見ると、平成13年に155件と最も多く発生していましたが、以降は年々減少し、平成19年以降は100件を下回り、平成30年以降は10件台で推移しています。



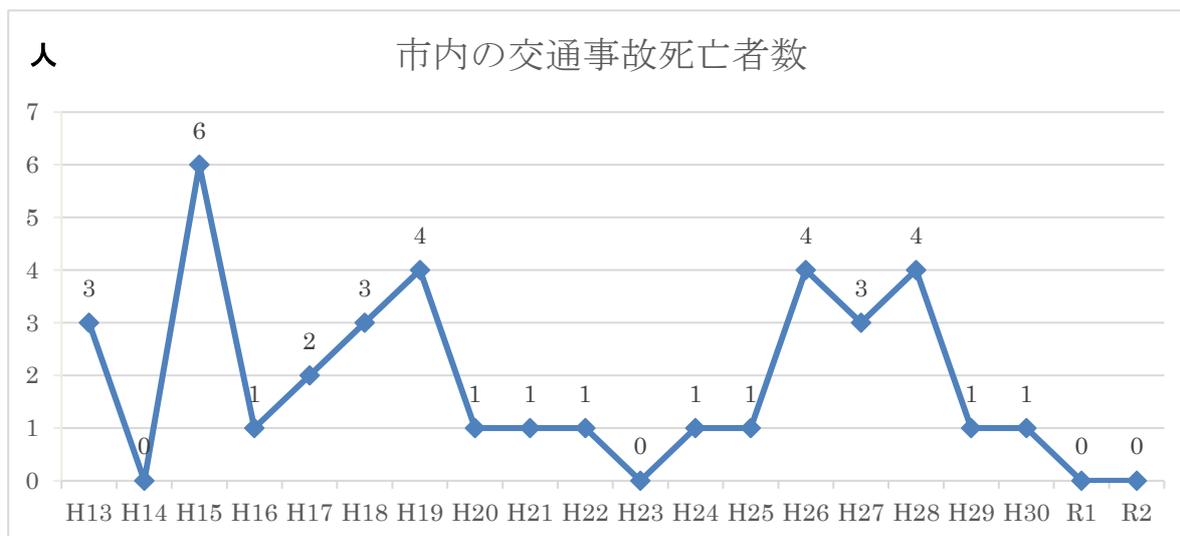
資料提供：鹿角警察署

交通事故負傷者数は、過去20年間では発生件数と同様に平成13年が197人と最も多く、以降は年々減少しています。平成23年以降は100人以下となり、令和元年以降は10人台で推移しています。



資料提供：鹿角警察署

交通事故死亡者数は、平成29年以降1人以下で推移し、令和元年と翌2年は2年連続で死亡者0人となっています。



資料提供：鹿角警察署

本市の過去5年間の交通事故原因は、前方不注視、安全不確認が多くなっており、運転に際しては周囲に十分注意を払う必要があります。

また、近年の秋田県内の交通事故発生状況から、以下の4点が特徴として挙げられています。

- ① 死者の過半数が高齢者である。
- ② 歩行中の死者に占める高齢者の割合が高い。
- ③ 高齢者が起こした事故の割合が高い。
- ④ 夜間の歩行者被害の死亡事故が多い。

2 道路交通の見通し

道路交通を取り巻く状況は、経済社会情勢の動向に伴い今後複雑に変化すると見込まれ、ライフスタイルや交通行動に影響を及ぼすことが予想されるほか、人口、運転免許保有者数、車両保有台数ともに減少することが見込まれます。

このような中、交通死亡事故の当事者となる比率が高い高齢者人口の増加、とりわけ、高齢者の運転免許保有者の増加は、道路交通にも大きな影響を与えるものと考えられます。

今後も、一層の高齢者対策が必要な状況となっており、特に、令和4年からは、いわゆる「団塊の世代」が75歳以上に達し始めるため、高齢者の安全の確保は一層重要となります。

1 今後の方向性

市民生活において、自動車による移動は不可欠なものとなっており、交通弱者となりうる歩行者や自転車利用者等、特に子どもや高齢者、障がい者への交通安全対策や、高齢化の進行により増加が見込まれる高齢者ドライバーへの安全指導が重要となります。

本市が基本理念に掲げる三つの項目のもと、関係機関や団体と連携し、各種交通安全対策を強力に推進します。

2 第1次交通安全計画における目標

目標「交通事故のない社会」

◎人命尊重の理念に基づき、究極的には交通事故のない安全で安心な鹿角市を目指します



第1次鹿角市交通安全計画の目標値

◎交通事故死者数 ^{※1}	0人継続
◎1年間の交通事故負傷者数	10人以下
◎交通事故における人身事故の割合	1%以下

※1 交通事故の発生後24時間以内に死亡した人数

秋田県の第1次交通安全計画では、年間の交通事故死者数の目標値27人以下、年間の交通事故重傷者数の目標値を200人以下と設定しています。本市では、第1次計画に掲げた交通事故負傷者数42人以下の目標を平成30年から3年連続して達成しています。

このことを踏まえ、本市では交通事故死者数0人を継続することと、年間交通事故負傷者数を10人以下にすること、交通事故における人身事故の割合を1%以下にすることを本計画の目標とします。加えて従来であれば死亡事故や重傷事故に至るような場合であっても、今後の取組により、交通事故や事故被害の軽減を図り、人命尊重の理念に基づいた究極的には交通事故のない「安全で安心な鹿角市」を目指します。

1 最重要課題

本計画においては、「高齢者の交通事故防止対策」を最重要課題として定め、各種の交通安全対策に取り組むことにより、高齢者が関与する交通事故の発生を抑制します。

2 高齢者の交通事故の状況

秋田県内の状況を見ると、高齢者は交通事故死者数の過半数を占めており、高齢者の状態別死者数は歩行中や自動車運転中が多くなっています。なお、歩行中の高齢者が亡くなった事故では、信号無視や横断歩道外横断等、歩行者側にも何らかの違反があった割合が半数以上を占めています。

また、全事故件数に占める高齢者が起こした事故件数の割合も高くなっています。

3 高齢者の交通事故防止対策

高齢者の中には、運転免許を保有したことがないため、交通安全教育を受ける機会が少ない方もいます。このため、地域の交通安全教室等において、交通ルールや交通事故の実態に関する情報を提供するなど、基本的な交通ルールを学ぶための交通安全教育を推進します。

また、加齢に伴い身体機能や認知機能が低下する場合があるため、それらに気付いてもらうための参加・体験・実践型の教育や見守り活動等の充実を図ります。

なお、本計画で実施する高齢者対策のポイントは、次頁のとおりとします。

【高齢者対策のポイント】

- ① 地域等と一体となった広報の強化
家庭、学校、職場および地域等が一体となって広報活動を行い、高齢者の交通事故防止を図る。
- ② 視認性の高い服装や反射材着用の普及促進
明るい服装や反射材の着用を推奨するとともに、視認効果や使用方法等についての理解を深めるための活動を推進する。
- ③ 高齢運転者標識の普及促進
高齢運転者標識の表示の促進を図るとともに、他の年齢層に対しても、高齢運転者の特性の理解や高齢運転者標識を取り付けた自動車への保護意識を高める。
- ④ 高齢歩行者に対する交通安全教育
歩行環境シミュレータ等の交通安全機器を活用した交通安全教育を推進する。
- ⑤ 高齢運転者に対する交通安全教育
ドライブレコーダーや運転疑似体験装置等の交通安全機器を用いた交通安全教育を推進する。高齢運転者講習においては、運転技能に着目したきめ細かな講習を実施する。
- ⑥ 運転免許証の自主返納者に対する環境の充実
運転免許証を返納した場合の運転経歴証明書の取得促進と証明書提示による各種特典の拡大を図る。
- ⑦ 高齢者、障がい者等の安全に資する歩行空間等の整備
公共施設や福祉施設等、往来頻度の高い歩道の段差や傾斜、勾配の改善を行う。

第2章 交通安全の対策

第1節 今後の交通安全対策を考える視点

第10次計画期間中における市内の人身事故の発生件数はやや減少傾向にあります。これは、長年の交通事故防止に対する様々な取組が一定の成果を上げているものと考えられます。しかしながら、人身事故が10件未満になることはなく、いまだ多くの課題が残されているため、次の視点を重視して対策を推進します。

1 市民自らの意識改革

誰もが、交通事故の被害者にも加害者にもなる可能性があります。これを防ぐうえで基本となるのは、市民一人ひとりが交通安全意識を高めることです。

交通事故のない社会を実現するためには、「交通事故は起こさない、交通事故に遭わない」と、自ら意識し行動することが最も重要であり、広報啓発、交通安全教育および市民による交通安全活動への支援等の交通安全対策を推進する必要があります。

2 高齢者および子どもの安全確保

本市では、令和3年3月31日現在で総人口29,566人に対し、65歳以上の高齢者は11,964人で約40%を占めており、人口減少が続く中で高齢化が進行しています。秋田県全体で見た場合、令和元年10月現在で全国一の高齢化県となっており、この高齢化率に比例して、交通事故死者数に占める高齢者数の割合も平成14年以降19年連続して5割を超えています。

こうした中で、令和2年の秋田県内の交通事故による高齢死者26人を状態別で見ると、歩行中が12人で約46%（夜間歩行中は9人で約35%）、自動車（同乗を含む）乗車中が9人で約35%、二輪車運転中が3人で約12%、自転車乗用中が2人で約8%となっています。交通死亡事故を更に抑制するためには、高齢者が主として歩行および自転車等を交通手段として利用する場合と、自動車を運転する場合の安全運転を支える対策を推進する必要があります。

また、少子化の進行が深刻さを増している中、安心して子どもを産み育てられる環境の整備と幼い子どもと一緒に移動しやすい環境の整備が求められます。

秋田県内において子どもの交通事故死者数は減少してきていますが、次代を担う子どもの安全を確保する観点から、未就学児を中心に子どもが日常的に集団で移動する経路や通学路において、横断歩道の設置等、適切な管理を行います。

3 歩行者および自転車利用者の安全確保と遵法意識の向上

秋田県において令和2年の交通事故死者数に占める歩行中と自転車乗用中の割合は約4割で、歩行者および自転車利用者の安全を確保することが必要不可欠であり、特に、高齢者や子どもにとって身近な道路の安全性を高める必要があります。

また、横断歩行者が関係する交通事故を減少させるため、運転者には横断歩道に関する交通ルールの再認識と歩行者優先の徹底を周知するなど、運転者の遵法意識

の向上を図る対策も必要です。

一方で歩行者に対しては、横断歩道における安全確認の徹底など、歩行者が自らの安全を守るための基本的な交通ルールの周知を図るとともに、交通安全教育等を推進します。

自転車利用者については、自動車等に衝突された場合には被害を受ける反面、歩行者等に衝突した場合には加害者となるため、全ての年齢層へのヘルメット着用の推奨や自転車の点検と整備、自転車損害賠償責任保険等への加入促進対策を推進します。また、街頭における指導啓発活動を積極的に推進し、自転車に関する安全意識の醸成を図ります。

4 生活道路における安全確保

生活道路においては、全ての歩行者や自転車利用者が安全で安心して通行できる環境を確保し、交通事故を減少させなければなりません。

「生活道路は人が優先」という意識が市民に浸透するように、生活道路を対象に道路交通環境の整備や安全な走行方法の普及等の対策を推進していく必要があります。

5 地域が一体となった交通安全対策の推進

本市と関係団体および市民等の協働により、地域に根ざした交通安全の課題解決に取り組んでいくことが重要となります。

第2節 実施する施策

目標の実現に向け、今後の交通安全対策を考える視点を基に、以下の7項目の施策を柱として交通安全対策を実施していくこととします。

■施策体系■

施 策	内 容
1 市民一人ひとりの交通安全意識の高揚	<ul style="list-style-type: none"> (1) 交通安全に関する普及啓発活動の推進 <ul style="list-style-type: none"> ①交通安全運動の推進 ②横断歩行者の安全確保 ③効果的な広報啓発活動の推進 ④飲酒運転根絶に向けた規範意識の確立 ⑤後部座席を含めた全ての座席におけるシートベルトの正しい着用の徹底 ⑥チャイルドシートの正しい使用の徹底 ⑦自転車の安全利用の推進 ⑧視認性の高い服装や反射材着用の促進 ⑨その他の普及啓発活動の推進 (2) 段階的かつ体系的な交通安全教育の推進 <ul style="list-style-type: none"> ①幼児に対する交通安全教育の推進 ②児童・生徒に対する交通安全教育の推進 ③成人に対する交通安全教育の推進 ④高齢者に対する交通安全教育の推進 ⑤障がい者に対する交通安全教育の推進 (3) 効果的な交通安全教育の推進 (4) 交通安全に関する民間団体等の主体的活動の推進 (5) 市民の交通安全活動への参加・共働の推進
2 安全運転の確保	<ul style="list-style-type: none"> (1) 運転者教育等の充実 <ul style="list-style-type: none"> ①高齢運転者対策の充実 ②シートベルトやチャイルドシートおよび乗車用ヘルメットの正しい着用の徹底 ③夕暮れ時のライトの早めの点灯および夜間ライトのこまめな切り替えの推進 (2) 道路交通に関する情報の充実

施 策	内 容
3 道路交通環境の整備	<ul style="list-style-type: none"> (1) 人優先の安全で安心な歩行空間の整備 <ul style="list-style-type: none"> ①生活道路における交通安全対策の推進 ②通学路等における交通安全の確保 ③高齢者、障がい者等の安全に資する歩行空間の整備 (2) 道路管理や交通安全施設の整備 <ul style="list-style-type: none"> ①道路の適正な維持管理 ②交通事故危険箇所対策の推進および交通安全施設の整備 ③災害に強い道路および交通安全施設の整備 (3) 交通安全に寄与する道路交通環境の整備 <ul style="list-style-type: none"> ①道路の使用および占用の適正化等 ②子どもの遊び場等の確保（路上遊戯等による交通事故の防止） ③道路法に基づく通行の禁止または制限
4 自転車利用者の安全性の確保	<ul style="list-style-type: none"> (1) 自転車の安全性の確保 (2) 秋田県自転車条例（秋田県自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例）の周知
5 踏切道における安全対策	<ul style="list-style-type: none"> (1) 安全意識の啓発 (2) 踏切道における交通規制の実施 (3) 踏切道の改良および統廃合の推進
6 救助・救急活動の充実（広域行政組合）	<ul style="list-style-type: none"> (1) 救助・救急体制の整備 (2) 救急救命士の配置と救助・救急資機材等の整備 (3) 心肺蘇生法等の応急手当の普及啓発活動の推進 (4) 救助隊員および救急隊員の教育訓練の充実 (5) 高速自動車国道における救急業務実施体制の整備 (6) 救急関係機関の協力の確保等
7 被害者支援の充実	<ul style="list-style-type: none"> (1) 交通事故相談活動の充実 (2) 自動車事故被害者に対する救済・援護措置の充実 <ul style="list-style-type: none"> ①無保険（無共済）車両対策の徹底 ②交通災害共済への加入促進 ③交通遺児、重度後遺障がい者に対する支援の充実

◆施策1◆ 市民一人ひとりの交通安全意識の高揚

交通事故をなくすためには、自他の生命尊重という理念のもとに、市民一人ひとりが交通社会の一員としての責任を自覚し、高い交通安全意識を持ち、正しい交通マナーを実践することが何よりも重要です。

このため、交通安全に関する普及啓発活動や、成長過程に合わせた生涯にわたる学習を促進し、市民一人ひとりが交通安全の確保を自らの課題として捉えるよう意識の改革を促します。

また、規範意識を確立するため交通安全教育活動を推進するほか、人優先の交通安全思想のもと、子ども、高齢者、障がい者等に関する知識や思いやりの心を育むとともに、交通事故被害者等の痛みを思いやり、交通事故の被害者にも加害者にもならない意識を育てます。

(1) 交通安全に関する普及啓発活動の推進

① 交通安全運動の推進

春と秋の全国交通安全運動のほか、秋田県内において夏と年末に実施する交通安全運動等により、市民一人ひとりに広く交通安全意識の普及と浸透を図り、交通ルールの遵守と正しい交通マナーの実践を啓発します。

運動の基本については、子どもと高齢者の交通事故防止、「歩行者ファースト」意識の醸成を掲げ、重点を歩行者や自転車利用者の交通事故防止（自転車については、特に「自転車安全利用五則」（平成19年7月10日、中央交通安全対策会議交通対策本部決定）の周知徹底）、後部座席を含めた全ての座席のシートベルトの着用とチャイルドシートの正しい使用の徹底および飲酒運転等危険運転の防止とします。

また、地域に密着したきめ細かい活動が期待できる民間団体およびボランティアの参加を促し、参加・体験・実践型の交通安全教室の開催等により、交通事故を身近なものとして認識させる交通安全運動を推進します。

② 横断歩行者の安全確保

信号機のない横断歩道での交通事故では、自動車の横断歩道手前での減速が不十分なものが多いため、運転者に対して横断歩道手前での減速義務や横断歩道における歩行者優先義務、いわゆる「歩行者ファースト」を再認識させるための交通安全教育を推進します。

また、歩行者に対しては、横断歩道を渡ることや信号機のある所では信号に従うといった交通ルールの周知を図ります。さらに、運転者に対して横断する意思を明確に伝え、安全を確認してから横断を始め、横断中も周りに気を付けるなど、歩行者が自らの安全を守るための交通行動を促す交通安全教育を推進します。

③ 効果的な広報啓発活動の推進

交通安全啓発チラシや新聞、コミュニティFM放送、市のメール配信システムやホームページ等を活用し、交通事故等の実態を踏まえながら、日常生活に密着した内容等を取り入れた広報を行います。また、交通指導隊による巡回広報活動や各種団体とのキャンペーン等、地域と一体となった活動を実施します。

④ 飲酒運転根絶に向けた規範意識の確立

飲酒運転の危険性や飲酒運転による交通事故の実態を周知するため、交通安全教育や広報啓発を推進するとともに、ハンドルキーパー運動の普及啓発に努めるなど、飲酒運転根絶の取組を推進し、「飲酒運転を絶対にしない、させない」という市民の規範意識の確立を図ります。

⑤ 後部座席を含めた全ての座席におけるシートベルトの正しい着用の徹底

シートベルトの着用効果や正しい着用方法について理解を求めるとともに、後部座席を含めた全ての座席における正しい着用の徹底を図るため、関係機関や団体等と連携し、あらゆる機会や媒体を通じて啓発活動を実施します。

⑥ チャイルドシートの正しい使用の徹底

チャイルドシートの使用効果や正しい使用方法について、保護者や家族に対する効果的な広報啓発を行います。

⑦ 自転車の安全利用の推進

自転車は道路交通法で軽車両に位置付けられていることを市民に広く周知し、「自転車安全利用五則」の活用等により、歩行者や他の車両に配慮した通行を促すよう普及啓発を強化します。また、令和3年8月1日に施行された秋田県自転車条例（秋田県自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例）の周知に努めます。

ア) 点検整備と保険加入の促進

自転車利用者が歩行者と衝突した場合には自転車利用者が加害者となることから、自転車の点検整備の推進や損害賠償責任保険等への加入促進に努めます。

イ) ヘルメットの着用

自転車利用時の頭部保護と転倒時の被害軽減効果についての理解促進に努め、幼児および児童のヘルメット着用の徹底を図るほか、全ての年齢層の自転車利用者に対しても、ヘルメット着用を推奨します。

ウ) 幼児を同乗させる場合

幼児を同乗させる場合においては、安全性に優れた幼児二人同乗用自転車の普及を促進するとともに、幼児用座席のシートベルトの着用について広報啓発活動を推進します。

エ) 遵法意識を醸成

小学校等で行う自転車の交通安全教室により、自転車利用者のルールに対する遵法意識を醸成するほか、乗用中のスマートフォン、イヤホン等使用の危険性や歩道通行時のルールの徹底を市民に周知します。

⑧ 視認性の高い服装や反射材着用の促進

薄暮時および夜間における歩行者や自転車利用者の事故防止を図るため、視認性の高い明るい服装や反射材の着用の効果について積極的な啓発を行います。

⑨ その他の普及啓発活動の推進

ア) 高齢運転者標識の普及の促進

高齢者の身体的機能の変化や行動特性の理解を図るとともに、高齢運転者標識（高齢者マーク）を取り付けた自動車への保護意識を高める取組を行います。

イ) 薄暮時間の危険性認識の促進

薄暮時間帯から夜間にかけて重大事故が多発する傾向にあることから、夜間の重大事故の主な原因となっている最高速度違反、飲酒運転、歩行者の横断違反等による事故実態や危険性を広く周知し、これらの違反防止を図ります。

また、季節や気象の変化、地域の実情に応じて、歩行者や自転車利用者においては自発光式ライトや灯火点灯、自動車においては前照灯の早期点灯や対向車や歩行者がいない状況におけるハイビームの使用を促進します。

ウ) 運転経歴証明書の普及の促進

運転経歴証明書提示による受けられる特典の拡大や運転経歴証明書の機能充実を図り、運転経歴証明書の理解と普及を促進します。

(2) 段階的かつ体系的な交通安全教育の推進

① 幼児に対する交通安全教育の推進

ア) 交通安全教育の目標

心身の発達段階や地域の実情に応じて、基本的な交通ルールとマナー、安全に道路を通行するために必要な技能の習得を目標とします。

イ) 日常的な交通安全教育の推進

家庭および関係機関や団体等と連携を図りながら、日常の教育や保育活動のあらゆる場面を捉えて交通安全教育を計画的かつ継続的に行います。

これらを効果的に実施するため、視聴覚教材等を利用し、わかりやすい指導に努めるとともに、保護者が常に幼児の手本となって安全に道路を通行するなど、家庭において適切な指導ができるよう保護者に対する交通ルールやマナーの啓発に努めます。

② 児童・生徒に対する交通安全教育の推進

ア) 交通安全教育の目標

心身の発達段階や地域の実情に応じて必要な知識と技能の習得を図るとともに、交通社会の一員としてルールを遵守し、自他の安全の配慮と生命の尊重ができるようにすることを目標とします。

イ) 学校教育活動全体での交通安全教育の推進

小・中学校においては、教育活動全体を通じて、歩行者としての心得や自転車の安全な利用、危険の予測とその回避、交通ルールの意味および必要性等について、重点的に教育します。

高等学校においては、近い将来、運転免許を取得することが予想されることから、免許取得前の教育としての性格を重視した「歩行者ファースト」等の交通安全意識を醸成するための交通安全教育を行います。

また、関係機関や団体と連携し、街頭指導や交通安全教室を通じて児童・生徒に対する補完的な交通安全教育を行います。

③ 成人に対する交通安全教育の推進

ア) 交通安全教育の目標

自動車等の安全運転の確保の観点から、運転者としての社会的責任の自覚と、安全運転に必要な知識および技能、特に危険予測とその回避能力の向上、交通事故被害者等の心情や交通事故の悲惨さに対する理解、交通安全意識や交通マナーの向上を目標とします。

イ) 運転免許取得後の交通安全教育の推進

運転免許取得後においては、関係機関や団体による各種講習や交通安全教育の促進を図り、運転免許を持たない若者や成人も交通安全について学ぶ機会を設けるように努めます。

④ 高齢者に対する交通安全教育の推進

ア) 交通安全教育の目標

運転免許の有無等により交通行動や危険認識、交通ルール等の知識に差があることや加齢に伴う身体機能の変化により交通行動に影響を及ぼす可能性があることへの理解を深めるとともに、高齢者自らが安全な交通行動を実践できるような実践的スキルや知識を習得することを目標とします。

イ) 高齢者交通安全教育の推進

交通事故防止等に関する情報提供を行うことで安全で安心な生活の確保に努めます。また、交通安全指導體制の充実に努めるとともに、関係機関と連携して高齢者に対し、各種交通安全機器を活用した交通安全教育を実施します。

⑤ 障がい者に対する交通安全教育の推進

交通安全に必要な知識および技能の習得を図るため、地域における福祉活動の場を活用し、障がいの程度に応じたきめ細かな交通安全教育を推進します。

(3) 効果的な交通安全教育の推進

交通安全教育を行うに当たっては、受講者が安全に道路を通行するために必要な知識および技能を習得し、かつ、その必要性を理解できるようにするため、参加・体験・実践型の教育方法を積極的に活用します。

また、交通安全教育の効果を確認し、必要に応じて教育の方法や利用する教材の見直しを行うなど、常に効果的な交通安全教育ができるように努めます。

さらに、ホームページや市のメール配信システムを活用し、対面によらない交通安全教育や広報啓発活動についても効果的に推進します。

(4) 交通安全に関する民間団体等の主体的活動の推進

交通安全協会や安全運転管理者協会、事業主交通安全推進協会等各種地域団体の主体的な交通安全活動を促進するとともに、その活動が地域の実情に即して効果的かつ積極的に行われるよう働きかけを行います。

(5) 市民の交通安全活動への参加・共働の推進

交通の安全は、市民の安全意識により支えられていることから、交通安全意識の普及と徹底に当たっては、関係機関や団体と連携して、それぞれの地域における実情に即した身近な活動を展開するなど、協働による活動を積極的に推進します。

◆施策2◆ 安全運転の確保

(1) 運転者教育等の充実

① 高齢運転者対策の充実

各種講習やチラシの配布等により安全運転に必要な能力の維持を図るとともに、高齢運転者標識等の積極的な使用を促進し、高齢運転者の安全意識の高揚に努めます。

また、運転免許証の返納者が受けられるタクシーやバスの割引制度や各種特典の周知に努め、高齢者等の運転免許証の自主返納を促進します。

② シートベルトやチャイルドシートおよび乗車用ヘルメットの正しい着用の徹底

関係機関や団体と連携し、各種講習や着用推進キャンペーン等あらゆる機会を通じて着用効果の啓発を積極的に行います。

③ 夕暮れ時のライトの早めの点灯および夜間のライトのこまめな切り替えの推進

関係機関や団体と連携し、ライトの早めの点灯および夜間ライトのこまめな切り替えの必要性について運転者の理解を図り、特に夕暮れが早くなる10月から11月にかけて「4時からライト&ピカッと反射材運動」を展開します。

(2) 道路交通に関する情報の充実

安全で円滑な道路交通を確保するため、交通規制や道路状況等について、コミュニティFM放送やメール配信システムにより運転者への情報提供に努めます。

◆施策3◆ 道路交通環境の整備

(1) 人優先の安全で安心な歩行空間の整備

通学路、生活道路、市街地の幹線道路等においては、「人」の視点に立った交通安全対策に努めます。

特に交通の安全を確保する必要がある道路において、交通安全施設の整備、効果的な交通規制の推進等きめ細かな事故防止対策を実施することにより、安全な道路交通環境を形成します。

① 生活道路における交通安全対策の推進

関係機関が連携し、地域の交通事情や事故の特性を踏まえて路側帯の整備や車両速度の抑制等のゾーン対策、より見やすい標識や路面表示の設置に取り組み、子どもや高齢者等が安心して通行できる道路空間の確保を図ります。

② 通学路等における交通安全の確保

通学路等における交通安全を確保するため、定期的な合同点検を実施し、道路交通の実態に応じて、関係機関が連携し必要な対策を推進します。

③ 高齢者、障がい者等の安全に資する歩行空間の整備

高齢者や障がい者等を含め全ての人が、安全で安心して参加し活動できる社会を実現するため、駅、公共施設、福祉施設等を中心に、歩道の段差等の改善を行い、平坦性が確保された道路交通環境の整備に努めます。

(2) 道路管理や交通安全施設の整備

交通安全に資する道路整備については、公安委員会と連携し、効果的かつ効率的に事業を推進することにより、道路交通環境を改善し、交通事故の防止と交通の円滑化を図ります。

① 道路の適正な維持管理

歩行者や車両が安心して通行できるよう、道路パトロールを行い、交通安全施設の点検整備を行います。橋梁については、点検や修繕、架替えを計画的に進め、事故等に繋がる損傷を早期に発見するとともに、生活や一般交通に支障を及ぼさないよう最適な状態に保ち、道路ネットワークの安全性を確保します。

また、冬期間については、除雪計画に基づく適切な除雪作業や必要に応じた凍結防止剤の散布、融雪設備の整備等により道路の適正な維持管理に努めます。

② 交通事故危険箇所対策の推進および交通安全施設の整備

交通事故多発地点については、公安委員会と連携して事故発生原因に応じた交通安全施設の整備を図るとともに、道路改良も含めて関係機関と協議し、道路標識の高輝度化や道路照明の設置等による事故防止対策を実施します。

③ 災害に強い道路および交通安全施設の整備

地震、豪雨、豪雪等による災害が発生した場合においても安全性、信頼性の高い道路交通を確保できるよう交通安全施設の整備を推進します。

また、災害発生時においては、被災地域への車両の流入抑制を行うとともに、被害状況を把握した上で、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）の規定に基づく通行禁止等の必要な交通規制を迅速かつ効果的に実施します。

併せて、道路の被災状況や道路交通状況を迅速かつ的確に収集、分析し、復旧や緊急交通路、緊急輸送道路等の確保および道路利用者等に対する道路交通情報の提供に努めます。

(3) 交通安全に寄与する道路交通環境の整備

① 道路の使用および占用の適正化等

ア) 道路の使用および占用の適正化

工作物の設置、工事等のための道路の使用および占用の許可に当たっては、道路の構造を保全し、安全かつ円滑な道路交通を確保するために適正な運用を行うとともに、許可条件の遵守、占用物件等の維持管理の適正化について指導を行います。

イ) 不法占用物件の排除等

道路交通に支障を与える不法占用物件等については、実態把握や指導によりその排除を行います。また、市民や関係機関、団体と連携し、道路美化運動を推進します。

ウ) 道路の掘り返しの規制等

道路の掘り返しを伴う占用工事については、無秩序な掘り返しと工事に伴う事故や渋滞を防止するため、施工時期や施工方法を調整します。

② 子どもの遊び場等の確保（路上遊戯等による交通事故の防止）

公園の維持管理等により子どもの遊び場を確保し、路上遊戯等による交通事故の防止に資するとともに、市民とともに快適で安全な生活環境づくりに努めます。

③ 道路法に基づく通行の禁止または制限

道路の破損、欠壊または異常気象等により交通が危険であると認められる場合および道路に関する工事のため、やむを得ないと認められる場合には、道路法（昭和27年法律第180号）に基づき、迅速かつ的確に通行の禁止または制限を行います。

◆施策4◆ 自転車利用者の安全性の確保

(1) 自転車の安全性の確保

自転車利用者が定期的に点検整備を受けることや正しい利用方法等の周知を図ります。また、近年、自転車が加害者となる事故に関し、高額な賠償を請求されるケースがあることから、自転車損害賠償責任保険等への加入を促進します。

(2) 秋田県自転車条例（秋田県自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例）の周知

令和3年8月1日施行の秋田県自転車条例を周知し、自転車利用者が車両の運転者としての遵法意識の向上や交通事故防止対策を図れるように努めます。

また、自転車損害賠償責任保険等への加入が令和4年4月1日から義務となったことから周知活動を行います。

◆施策5◆ 踏切道における安全対策

(1) 安全意識の啓発

踏切道における交通の安全と円滑化を図るため、自動車運転者や歩行者等の踏切道通行者に対し、交通安全意識の向上および踏切支障時における非常押しボタンの操作等の緊急措置の周知徹底を図ります。

(2) 踏切道における交通規制の実施

道路交通量や踏切道の幅員、踏切保安設備の整備状況、う回路の状況等を勘案し、必要に応じて自動車や大型自動車の通行止めや、一方通行等の交通規制を実施するとともに、道路標識等の大型化、高輝度化による視認性の向上を図ります。

(3) 踏切道の改良および統廃合の推進

道路の改良等に合わせ、安全な通行が確保されるように踏切道の構造改良について検討します。

また、改良にあたっては踏切道の利用状況や、う回路の状況等を勘案して、市民の通行に特に支障を及ぼさないと認められる箇所について、統廃合について関係機関と協議を行います。

◆施策6◆ 救助・救急活動の充実（広域行政組合）

(1) 救助・救急体制の整備

交通事故に起因する事故の種類や内容の複雑多様化に対処するため、救助体制の整備と拡充を推進します。

(2) 救急救命士の配置と救助・救急資機材等の整備

救急現場および搬送途上における応急措置を充実させるため、救急救命士を計画的に配置できるよう人員の養成を図ります。さらに、メディカルコントロール体制の充実を図り、救急救命士を含む救急隊員による応急処置等の質を確保します。

また、円滑な救助、救急活動の実施のため、高規格救急車や救急資機材等の整備、更新を実施します。

(3) 心肺蘇生法等の応急手当の普及啓発活動の推進

救急現場においては、バイスタンダー（現場に居合わせた人）による応急手当の実施により救命効果の向上が期待できることから、自動体外式除細動器（AED）の使用を含めた応急手当について、講習会等により普及啓発を推進します。

(4) 救助隊員および救急隊員の教育訓練の充実

知識と技術等の向上を図るため、消防学校および消防機関による研修を受講するなど教育訓練の充実を推進します。

(5) 高速自動車国道における救急業務実施体制の整備

救急業務については、警察機関、東日本高速道路株式会社等との連携を図りながら、救急業務実施体制の整備を促進します。

(6) 救急関係機関の協力の確保等

救急医療施設への迅速かつ円滑な収容を図るため、災害・救急医療情報システム※2、ドクターヘリ※3等※4を活用し、救急関係機関における緊密な連携や協力関係の確保を推進します。

また、大規模な事故が発生した場合に対応するため、「秋田県広域消防相互応援協定」に基づく広域連携や災害派遣医療チーム（DMAT）の活用等により、救助・集団救急事故体制の整備充実を図ります。

※2 秋田県内の医療機関、保健所、消防本部、医師会等関係団体が災害・救急医療情報ネットワークを通して救急医療応需情報等災害医療情報を確保するシステム

※3 医療機器等を装備したヘリコプターに救急医療の専門医および看護師が同乗し、救急現場等から医療機関に搬送するまでの間、患者に救命医療を行う。

※4 防災ヘリ、ドクターカー

◆施策7◆ 被害者支援の充実

(1) 交通事故相談活動の充実

秋田県、警察署、その他関係機関との連絡調整を緊密に行い、交通事故被害者等の心情に配慮した交通事故相談活動の充実を図ります。

また、各種支援制度や被害者が必要とする情報の提供に努めます。

(2) 自動車事故被害者に対する救済・援助措置の充実

① 無保険（無共済）車両対策の徹底

自動車事故被害者救済の充実を図るため、自動車損害賠償責任保険（共済）制度への加入に関する広報活動を実施します。特に、原動機付自転車等の検査対象外車両の責任保険（共済）への加入を促進します。

② 交通災害共済への加入促進

広く市民に定着している秋田県市町村交通災害共済について、事故による経済的損失の一助となるよう制度の周知徹底を図り、加入を促進します。

③ 交通遺児、重度後遺障がい者に対する支援の充実

関係機関と連携し、交通遺児や重度後遺障がい者に対する各種支援の充実を図ります。

第11次鹿角市交通安全計画

発行 秋田県鹿角市 令和4年3月

編集 鹿角市 生活環境課

住所 〒018-5292

秋田県鹿角市花輪字荒田4番地1

電話 0186-30-0224

FAX 0186-22-2042